

第2章

人権に関する取り組みの現状と課題

- 1 人権問題に関する意識調査にみる課題 13
- 2 人権に関する取り組みの現状と課題 24

1 人権問題に関する意識調査にみる課題

人権問題に関する住民意識とその課題について、旧市町村の意識調査からみます。各意識調査の期間や対象者数等調査の概要は次表のとおりです。なお、旧島ヶ原村については、伊賀市合併後の調査のため、島ヶ原地区と表記しています。

旧市町村が実施した最近の人権問題に関する意識調査

旧市町村名	調査名	調査の概要
上野市	人権問題に関する上野市民意識調査	調査期間：2002年(平成14年)3月 配布：3,000人 回収：1,761人 回収率58.7% 回収方法：郵送回収法 調査項目：同和問題をはじめ高齢者等対象者別の人権、社会意識や人権意識全般
伊賀町	人権問題に関する町民意識調査	調査期間：2000年(平成12年)10月 配布：1,921人 回収：1,774人 回収率：92.3% 回収方法：留置法（職員による） 調査項目：同和問題、社会意識や人権意識全般
阿山町	人権問題に関する阿山町民意識調査	調査期間：2003年(平成15年)11月～12月 配布：1,800人 回収：1,212人 回収率：67.3% 回収方法：郵送回収法 調査項目：同和問題をはじめ高齢者等対象者別の人権、社会意識や人権意識全般
大山田村	人権問題に関する村民意識調査	調査期間：2004年(平成16年)2月～3月 配布：1,006人 回収：869人 回収率86.4% 回収方法：留置法（区長による） 調査項目：同和問題、社会意識や人権意識全般
青山町	青山町民の人権に関する意識調査	調査期間：2003年(平成15年)5月～6月 配布：2,000人 回収：1,161人 回収率：58.1% 回収方法：郵送回収法 調査項目：同和問題をはじめ高齢者等対象者別の人権、社会意識や人権意識全般
島ヶ原地区	人権問題に関する市民意識調査（島ヶ原地区）	調査期間：2005年(平成17年)12月～2006年(平成18年)1月 配布：660人 回収：376人 回収率：57.0% 回収方法：郵送回収法 調査項目：同和問題をはじめ高齢者等対象者別の人権、社会意識や人権意識全般

注)回収数は有効回収数

(1) 同和問題に関する意識

部落差別に対する認識について

同和問題について「昔は差別があったが今はなくなっている」とする人が、4割程度みられ、どの市町・地区も特に高齢者になるほどその傾向が表れています。

差別についての認識が、「直接的に侮辱するようなこと」として捉えられがちですが、

陰で批判したり中傷したりすることも差別であることを認識する必要があります。

また、同和地区出身者の経験談を聞いたという体験が多いほど、あるいは同和地区での聞き取りの体験が多いほど、部落差別のあることを否認する傾向が少なくなっています。

今なお差別事象や事件が多発していますが、このことを知ることの少ない人は、身の回りの表面上の事象だけに注目し、何が差別なのかわからなくなってきたと考えられ、啓発する上でも差別の実態や当事者の声を聞く機会など、工夫する必要があります。

寝た子を起こすな意識について

「同和問題は自然になくなっていく」とする人の割合は、2割から6割と旧市町村により開きがありますが、これらの意識についても、高齢者になるほどその傾向が強く、改めて「部落問題とは何か」とか「差別とはどういうものであるのか」ということを捉えなおせるように啓発していくことが必要です。

特に啓発を進める上では、行政職員自体が自然解消論的意見を持つ人を少なくしていき、責任を持って啓発活動を行うことが必要です。

また、今ある差別意識をなくし、次の世代に差別を残さないようにする「責任がある」とする意見は、8割弱にのぼります。差別は自然になくなるものではなく、正しい理解と認識、正しい意識を持つことが、次の世代に差別を残さないようにする責任の第一歩と言えます。

結婚問題について

「子どもの結婚したい相手が同和地区出身者とわかったときに賛成するや祝福する」は、3割から4割弱となっています。

結婚という現実問題に直面したときに、地区を意識したり、わからないという回答が多いところに結婚問題などにおける差別意識が根深く存在し、深刻さが表れています。

旧伊賀町の調査では、部落差別が今残っている理由の第一が「家柄や身分、血筋の問題にする人がいるから」となっていますが、家の意識が家柄や地区の意識に発展し、差別意識の入り込むすき間が出てきます。このような潜在的な意識が現実の差別を生み出してきたことが、部落差別を存在させてきた大きな要因の一つです。

同和対策事業に対する意識について

「同和対策事業が本当に必要な対策ではなく、不必要なものがあったように思う」を肯定する人が、5割程度となっています。

また、「同和対策事業は必要だったが、その意義や必要性についての説明がもっと必要だったと思う」を肯定する人が、6割を超えています。

この2つの考え方以外に、同和対策事業に関する質問では「どちらともいえない」が多く、同和対策事業についての趣旨などの知識や情報を十分に持ちあわせていないため、明確な評価ができなかったと言えます。そのことが「説明が必要だった」とする人が多いことにもつながっています。

同和対策事業は、「部落差別の根絶」と「その妨げとなっている多くの問題」を解決するために、国や地方公共団体が行ったものですが、そのことが十分理解されていなかったと言えます。国の同和対策については、2002年(平成14年)3月末をもって法期限を迎えましたが、法がなくなったからといって、部落差別がなくなったわけではありません。同和問題に関する関心が低下しないように、同和問題の現状や解決策として何をめざしているかなどの具体的な情報の提供を通し、同和問題を解決することが市民一人ひとりの生活の質の向上に大きく影響することを示していく必要があります。

同和地区や同和問題の認知について

同和地区や同和問題について、はじめて知った時期は、「小学生やそれ以前」が最も多く、4割から5割強となっていて、特に若年層ほどこの率が高くなっています。

また、はじめて知ったきっかけについては、「父母や家族、親戚から」が第一で、次いで、「学校の授業で習った」、「学校の友達から」などと続きます。「学校の友達から」は40代以上に多く、いわゆる同和教育を受けていない世代であり、幼い頃家族や友達などにより誤った情報を与えられた可能性が強いと言えます。

学校での同和教育は勿論ですが、次世代に同和問題を残さないように家庭や職場、地域において、的確な情報と知識を得て、正しい人権感覚を伝えていくことが必要です。

広報の人権記事

市町村や県の広報の人権記事について、「まったく読んでいない」人が1割から2割弱で、特に20代や30代の若年層で高くなっています。

また、旧青山町の調査結果からは、広報の人権記事を読んだ人ほど、「同和地区の人とは同じようにつきあえばよい」や「何をしても無駄で差別はなくなるならない」への否定、「次の世代に残さない責任がある」といった同和問題の個人的解決志向が強い傾向があることが指摘され、広報についても分かりやすく、もっと読ませる工夫をすることが必要です。

講演会や研修会への参加

講演会や研修会への参加回数が多いほど、同和問題等に関する人権意識が高いことが指摘されていますが、学校・PTA主催の講演会や研修会でも「一回も参加したことがない」人が4割から5割強となっています。特に文化施設等での講演会や職場・地域での講演会や研修会になると、旧上野市や旧青山町では7割程度の人が「一回も参加したことがない」状況です。特に若年層ほど参加しない人が多くなっています。

講演会や研修会は、さまざまな知識や情報が得られる良い機会であり、マンネリ化を打破し、若い人の参加を得やすいように取り組みの充実が必要です。

同和教育と聞いて浮かべるイメージは、総じて「差別はいけませんという言葉の繰り返し」とか「差別を受ける立場の人は大変だという同情の感情」、「上から縛りつけられるような堅苦しき」などのマイナスイメージの方がプラスイメージよりも高くなります。このようなマイナスイメージは人に後ろ向き態度を採らせることにつながり、地区住民に対してもマイナスイメージを形成することにつながることが指摘されています。

同和教育についてのマイナスイメージを払拭するような学習会であり講演会であるように、充実していく必要があります。

(2) 子どもの人権に関する意識

学校などでのいじめ

「学校などでのいじめでは、いじめられる子にも何らかの原因がある」について肯定する人が、4割から5割弱と高く、それぞれ否定する人よりも多くなっています。このような意識は、いじめに対して「いやだ！」と立ち上がったたり、いじめを告発したりする行為を鈍らせることにもつながりかねず、いじめは人権侵害であることの理解を浸透する必要があります。

児童虐待について

「たたくこともしつけとして許される場合がある」について肯定する人は、6割から7割と高く、それぞれ否定する人は少ない状況です。

たたかれた経験のある人ほど、いじめや体罰を容認する傾向が強いことが指摘されています。児童虐待による死亡事件がマスコミにもとりあげられていますが、児童虐待としつけの境界が外からはなかなかわかりにくく、未然に悲惨な人権侵害をいかに防止するかが求められています。虐待は地域の多くの人々の情報や連携で防止できる部分もあり、地域住民が児童虐待問題により関心を高め、行動を起こすように啓発していく必要があります。

教師の体罰について

「教師が生徒をたたくことは決して許されない」について否定する人、つまりたたくことを肯定する人は、3割強から4割強となっています。

教師の体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されています。体罰や暴力を容認する意識は、虐待を見過ごしたり、見逃したりしてしまうことにもつながりがちで、体力や暴力に頼らないしつけの方法など、虐待の防止とともに、学校や家庭、地域が連携して考え、普及していく必要があります。

(3) 女性の人権に関する意識

パートナーからの暴力に対する意識

「暴力は許されないものだが、愛情から暴力にいたることもある」という意見を否定する人は、女性のほうが多く、7割から8割弱となっています。一方、肯定する人は男性のほうが多くなっていますが、肯定する女性が、1割弱から2割弱みられます。

また、パートナーからの暴力行為について、男女の差が大きい回答は、「命の危険を感じる暴力があった」で、女性が高くなっています。「命の危険を感じる暴力があった」は、女性の場合、1割弱となっています。内閣府が2005年(平成17年)11月～12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者から「身体に対する暴行を受けた」ことが「あった」女性は26.6%となっています。

パートナーからの暴力、特に女性に対する暴力の背景には、女性の人権の蔑視や男女間の経済的自立などの力の不均衡があり、それが暴力的な言動、管理・支配行動、

嫌がらせ行為として現れることを理解する必要があります。

被害者の責任について

「暴力を受けた場合、暴力を受けた側にも原因があると思う」という意見を否定する人は、男女共に低く、女性の場合、2割強から3割となっています。これは、暴力を受けた被害者を非難する論理であり、夫婦間や恋人同士の中でも暴力は絶対許されないものであり、暴力を助長する意識が少なからずみられます。

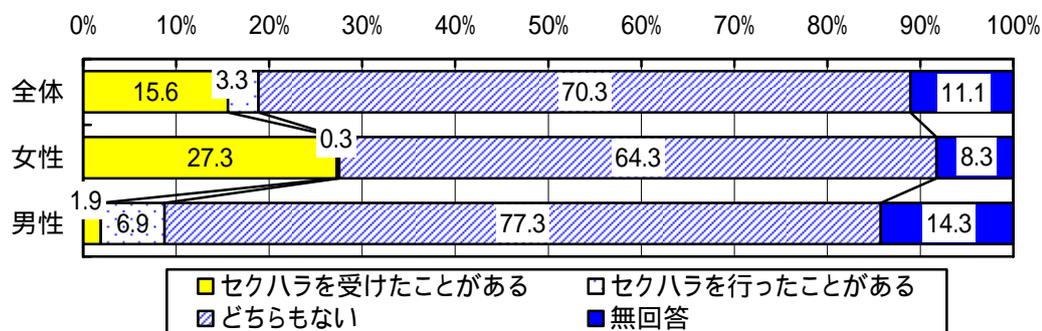
この暴力を受けた側の原因とする意識といじめられる子にも原因があるとする意識は、高い相関があることが指摘されています。このような意識は、暴力を見逃したり、容認したりすることにつながることで懸念されます。

子どもの虐待と同様に、女性に対する暴力は、家庭内のこととして、見て見ぬふりをしたりすることになりがちですが、地域の中で悲惨な暴力被害を防止できるように、女性の人権尊重意識の啓発をはじめ、地域での見守り等の体制づくりが必要です。

セクシュアル・ハラスメントの経験

2004年(平成16年)「男女共同参画に関する市民意識調査」から、「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」は、女性が27.3%、男性が1.9%となっています。また、「セクシュアル・ハラスメントを行ったことがある」は、男性が6.9%、女性が0.3%となっています。セクシュアル・ハラスメントも暴力の一種であり、人権侵害であることの認識を広めていくとともに、パートナー等からの暴力や性犯罪、売買春、ストーカー行為等の暴力を許さない社会環境を形成する必要があります。

セクシュアル・ハラスメントの経験 (伊賀市)

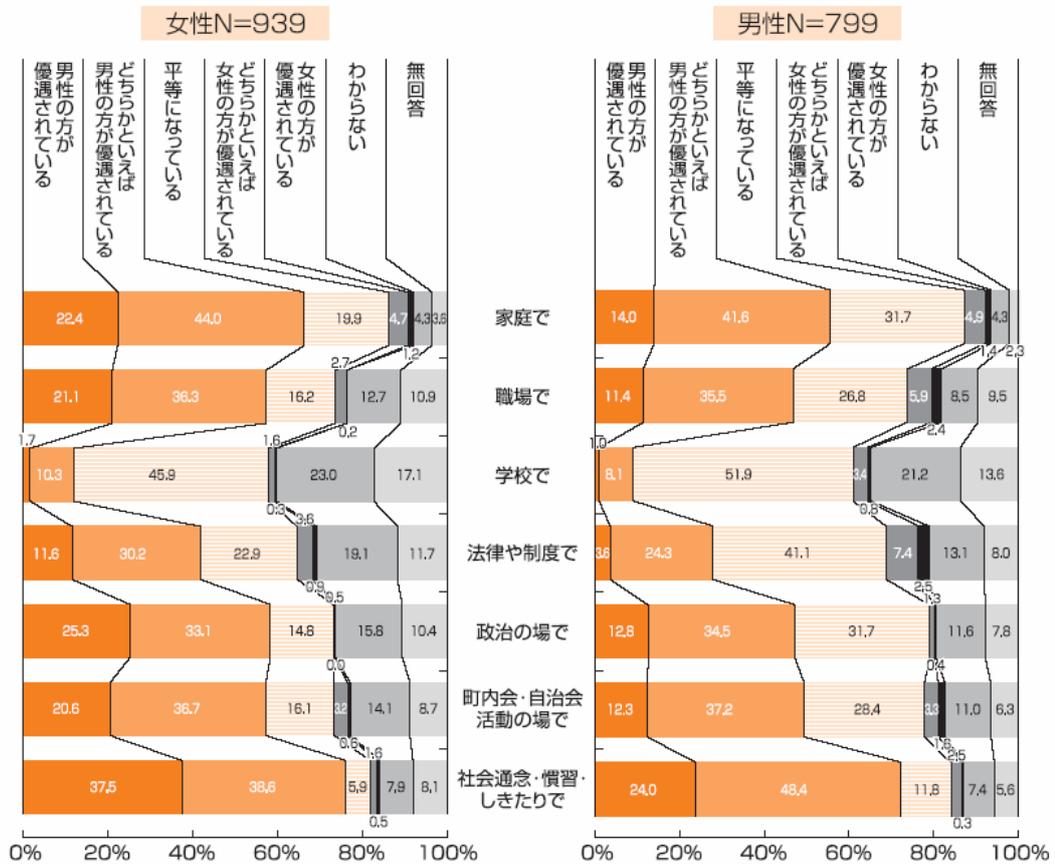


資料:「男女共同参画に関する市民意識調査」[2004年(平成16年)]

男女の地位の平等感

同じく2004年(平成16年)「男女共同参画に関する市民意識調査」から、学校での男女の地位以外は、まだまだ「男性のほうが優遇されている」と感じる女性が多く、特に社会通念・慣習・しきたりでは76.1%となっています。ただし、男性自身も優遇されていると感じる率が72.4%と高くなっています。また、女性はこれ以外のすべての場面・分野で、男性に比べて男性優位と感じる率が高くなっています。どのような生き方や暮らし方を選択しても、自分らしく生きられる、また、だれもが暮らしやすい社会となるようにすることが必要です。

男女の地位の平等感(伊賀市)



資料:「男女共同参画に関する市民意識調査」[2004年(平成16年)]

(4) 障がい者の人権に関する意識

障がい者像について

「障がい者の人たちは一生懸命努力しており感心だ」について肯定する人は、7割から8割弱と高くなっています。このことについて調査報告書では、これは障がい者が障がいがあるということだけで努力家と見なされている実態がありますが、その背景には障がいがつらくて大変なこと、克服するには非常な努力を要するという障がい者観を多くの人が持っていると考えられると指摘されています。実際には、障がい者といっても、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人とでは、障がいの内容も異なりますし、身体障がいのある人でも内部障がいなど、一見障がいがあるようには見えないという状況もあります。また、それぞれ障がいの程度の違いがあり、障がい者と一くくりに理解できないことを認識する必要があります。

障がい者の社会参加への理解について

「障がい者差別をなくすのは社会の責任」であるとする意識は、およそ9割を占めますが、障がい者自身が何を求めているのか、現実の生活についてどのように考えているのかなど、「障がい者のいろいろな意見や考えを聞いてみたい」と積極的な態度については、どの市町・地区も若干低くなります。

また、「自分の住んでいる近所が障がい者にとって利用しやすいか、そうでないかよく知っている」という意見について肯定する率が、およそ3割程度と低くなります。

建前的に障がい者に対する差別や偏見をなくすのは社会の責任としても、自らが主体的・積極的に解決していこうということにはなかなかない実態があります。

さらに、「入所施設の建設・充実こそ障がい者の要求」とする意識が、5割強から7割強となっていて、障がい者が地域でともに暮らすことの理解がまだまだ不十分であることがうかがえます。

2004年(平成16年)に改正された「障害者基本法」の中で、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。

障がい者が地域の中で社会参画しながら、いきいきとした生活を送ることができるように、障がいのことや障がい者のことを理解できるよう、必要な知識の普及・啓発を進めることが必要です。

(5) 高齢者の人権に関する意識

高齢者の人権が尊重されていないと感じること

「高齢者の人権が尊重されていないと感じること」では、どの市町・地区も「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「経済的な保障が不十分なこと」と「高齢者が暮らしやすい街づくりがなかなか進まないこと」が上位3位までにあげられています。

また、「高齢者に対する冷たい態度や無視」や「当人の意思を尊重した介護が行われない」が2割から3割程度となっていて、家庭や施設における高齢者の虐待問題なども課題となっています。特に高齢化の進行に伴い、後期高齢者が増加を続ける中で、認知症高齢者に対する詐欺行為や虐待などの問題が生じています。

高齢者が安心して地域で元気に輝いて、また、尊厳のある生活を送ることができるように、ノーマライゼーションの考え方の普及とともに、総合的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

(6) 外国人の人権に関する意識

在日韓国・朝鮮人問題について

戦前から定住している在日韓国・朝鮮人については、「自分たちの民族性や誇りを持ったまま、日本人と共生して行ってほしい」や「在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることは、日本人が国際社会で生きていく上で必要な、異文化理解の参考になる」を肯定する人が多くなっています。

一方で、「在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は現在でもある」や「在日韓国・朝鮮人が本名を使って日常生活を送ることは、現在でも困難な場合が多い」と差別の現実を認識している人も半数を超えています。

また、「在日韓国・朝鮮人問題に接することもないし、自分には関係がない」とする人が2割から3割、「どちらともいえない」が3割など、在日韓国・朝鮮人問題を忌避する意識もみられます。

在日韓国・朝鮮人が日本で暮らすことになった歴史的経緯や生活実態などについて、正しい知識や理解がまだまだ十分に広まっているとは言えず、理解認識を深める必要があります。

外国人労働者についての意識

90年代以降急速に増加している外国人労働者について、「日本人が就きたがらない職業を外国人に押しつけるのはよくない」や「不法就労者でも、医療保険に入っていないなどの理由で、ケガや病気のとくに治療を受けられないようなことがあってはならない」などを肯定する人が8割程度と多くなっています。

しかし、「不法就労者は、労働条件や取締りにおいて人権が多少侵害されてもしかたがない」や「マンションなどを誰に貸すかは家主の自由だから、外国人に貸すのを断っても差別とは言えない」を肯定する人も4割から5割みられ、生活の具体的な場面では厳しい意見となっています。

外国人労働者に対する厳しい意見は、治安問題や犯罪増加に伴う悪いイメージと結びつけて考えられているようです。調査からは、外国人に対して偏見を持っていない人ほど、さまざまな人権の講演会や研修会に数多く参加したり人権の記事をよく読んでいることが表れています。異なる文化や生活習慣を持っていても、同じ地域で生活する市民として、お互いに認めあい、尊重しあえるように、まず知り合い、理解することから始まる必要があります。

(7) 患者等の人権に関する意識

病状や治療方針を知りたいことに関して

「患者は自分のカルテを見る権利がある」と思っている人は、およそ8割となっています。また、旧上野市の調査では、「担当医師以外の医師の意見も気軽に聞けるような制度があるとよい」と思っている人は、9割にものぼります。

しかし、同じく旧上野市の調査では、「医師や看護師に対して、患者が素直に質問したり、自分の意見を述べたりするのは難しい」と思っている人が半数みられ、意識の上でも患者と医師が対等という現状にないと言えます。医療現場において、患者が尊重される患者本位の医療体制づくりを進めていく必要があります。

患者の人権の尊重の現状に関して

「病院や診療所において、患者のプライバシーは十分守られている」と思う人は、3割から4割強となっています。

また、「患者は医師から必要な説明を受けており、患者の意見も十分尊重されてい

る」が5割弱となっています。

一方で、患者の人権の尊重が守られていないと感じている人も、阿山町及び島ヶ原地区では2割程度、上野市では4割弱みられます。診察室の構造や診療システム、病室など、病院により環境は異なりますが、診察室や病室でのプライバシーの確保や保護が求められています。

感染症問題について

「地域において、感染症の患者の人権は守られていない」と思っている人は、1割から6割強と調査町・地区で開きがあります。

旧青山町の調査からは、エイズやハンセン病についてよく知っている人は、それぞれ5割、3割で、ハンセン病が低くなっています。また、「感染症について、地域の病院や学校でどのような取り組みが行われているのか知っている」人は1割と低い状況です。患者や元患者を排除したり、差別したりすることのないように、感染症に関してしっかりと知識・認識を身につける学習機会を増やす必要があります。

2 人権に関する取り組みの現状と課題

(1) 人権教育

保育所、幼稚園、学校や職場等における人権教育

保育所、幼稚園、学校や職場等における人権教育としては、子どもたちがお互いに人権を大切にできる心、生命を大切にできる心を育てる保育・教育を進めています。また、部落差別に対する認識を深め、反差別の精神と差別解消の実践力を身につけるように、小学生及び中学生に対する地区学習会を開催しています。地区外からも多くの参加があり、一定の成果と考えられますが、地区内児童の参加者数が少ないことや保護者の意識の変化などから、地区学習会の意義に対する理解が必ずしも十分ではないなど、一層、理解と啓発を進めることが必要です。さらに、2004年(平成16年)4月から実施している人権教育ビーコンスクール事業では、子ども、保護者、地域住民による「子ども人権ネットワーク」を設置し、他校との交流会において、部落問題をはじめとするさまざまな人権問題や各校での取り組み、日常生活にある課題などについて意見交流を行うとともに、学校での人権学習を発信することができました。今後は、児童・生徒の実態に即し、地域とともに、人権・同和教育の教材やカリキュラムの開発を行う必要があります。

企業等への人権教育の働きかけは、企業や商工団体などの人権担当者や企業トップクラスを対象に、研修会を開催しています。また、企業・商店・商工関係団体の職員が人権問題に対する理解を深めるとともに、主体的な取り組みを促進するため、研修会講師の紹介や教材、資料等の支援を行っています。さらに、就職の機会均等を確保するため、公正採用選考人権啓発員の設置促進を図るとともに、ハローワーク伊賀と連携し啓発及び教育の支援を行っています。今後も、人権担当部署やハローワーク伊賀との連携を図り、研修会の周知や啓発資料等の充実が必要です。

家庭や地域での人権教育、福祉教育は、人権文化都市を推進する上で重要な役割を果たしますが、今年度地域福祉の教育推進プラットフォームを整備し、地域での福祉学習の機会や福祉現場での体験学習を設け、当事者の気持ちを理解し、主体的な地域福祉活動への参加を促進します。関係各課や社会福祉協議会、関係団体、地域住民等が連携を図り、効果的な取り組みを進める必要があります。

人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育

市職員に対する人権教育は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、すべての職員が理解と認識を深めることができるよう、全職員を対象とした研修や本庁各課及び各支所管内を単位とした自主的な職場研修をそれぞれ実施するとともに、居住地で開催される研修機会への自発的な参加を促進しています。また、教職員に対しては、伊賀市学校人権・同和教育部会事業を進め、人権・同和教育の授業交流会や部落問題を考える小・中学生の集いの実施、教職員の研修事業などを実施しています。

福祉関係者に対しては、サービス提供事業所において、研修の実施を依頼しています。今後は、施設等での身体拘束や虐待などを防止するとともに、居宅での福祉サービス提供にあたっては、サービス利用者の人権について十分理解し対応できるように、資質の向上を図ることが必要です。

医療関係者に対しては、市民病院の場合、同和問題に関して上野総合市民病院同和問題啓発推進委員会を発足し、研修を実施しています。また、院内に接遇委員会を立ち上げ、患者に対するきめ細やかな接遇を病院全体で取り組んでいます。今後は、民間の医療機関とも連携を強化し、医療従事者の人権意識の一層の高揚を図ることが必要です。

指導者の養成

人権教育を進める上で、指導者の養成は不可欠です。市職員に関しては、三重県人権大学講座や部落解放人権大学講座をはじめ、関係機関が主催する各種講座等に職員を派遣し、職場や地域での人権教育の中心的な役割を担う職員の育成を図っています。今後、居住地や所属する集団で人権教育を推進する役割を一層求められることが予想され、参加型人権学習の研修方法等を体系的に学習する機会の充実が必要です。

教職員も地域のリーダーとしての期待が大きく、人権・同和教育についての理解と認識を深めるための研修会を実施しています。今後は、人権問題を自らの課題と捉えるための自己啓発及び差別解消に向けた手法や方法論についての学習も取り入れる必要がある。

企業・民間団体等における人権教育の指導者を養成するため、企業・商工関係団体の研修担当者に対する研修会の開催参加を働きかけています。今後も、人権担当部署やハローワーク伊賀との連携を図り、指導者研修会を開催する必要があります。

同和教育に関するリーダーの取り組みは進められていますが、そのほか人権に関し

てはさまざまな対象者の人権課題があります。最近では犯罪被害者等に関する人権やインターネットの悪用による人権侵害なども増加しています。時には住民の相談窓口として、また、行政や関係機関と住民の架け橋としての機能を果たせるように、さまざまな人権課題に対する研修等を充実する必要があります。

また、これら研修会等の受講生は、地域団体をはじめ固定化されがちですが、幅広い年齢層に受講してもらえるように働きかけるとともに、研修内容の工夫が必要です。

さまざまな人権課題の教育

子どもの人権についての教育は、2005年(平成17年)11月に「輝け！いがっ子憲章」を制定し、すべての子どもの人格が保護・尊重され、家庭において愛情と理解を受けて成長できるよう、また、いのちを大切にす子、お互いを認め合い、ひとの痛みがわかる子を社会全体で育成する支援体制を整備しました。子どもをめぐるさまざまな人権課題について理解と認識を深めることができるよう、保育所や幼稚園、学校等と保護者や地域が連携し、教育・交流の機会や内容の充実が必要です。また、近年、外国人児童・生徒の増加が急激であり、教育や生活に対する支援の充実が必要です。

女性の人権についての教育は、男女共同参画講座や男女共同参画推進セミナーを開催するとともに、情報紙「きらきら」を発行しています。セミナーは参加者が固定化し、市民全体への意識の浸透にはまだまだ程遠く、情報紙も若年層や男性の読者層が少ない状況です。今後も女性の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成や意識の浸透を図っていくことが必要です。

障がい者の人権についての教育は、障がいのある子どもの個々のニーズに対応し、決め細やかな教育を行えるよう、特別支援教育を進めています。障がいのことや障がい者を理解するための教育については、子どもたちは保育所や幼稚園、学校等での交流を通して学んでいますが、おとなはなかなか理解が進んでいないのが実情です。地域福祉活動の推進の中や自治会での行事等を通して、また、地域での学習会などを通して障がいのことや障がい者についての理解認識を深めていく必要があります。

高齢者の人権についての教育は、世代間交流や高齢者による子どもの見守り活動等を通して高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢化の進行とともに増加が予測されている認知症高齢者に対する市民の理解を深めるためのサポーター養成講座を開催しています。また、認知症に関する予防や治療に関する講演会、介護教室などを開催していますが、今後、認知症高齢者が詐欺行為などの被害にあわないように、地域

での見守り体制の整備とともに、地域での学習会などの開催の充実が必要です。

外国人に関する人権教育については、教職員対象に国際理解教育研修会を開催し、学校等における国際理解教育を進めていますが、一般市民に対しては、まだまだ不十分な状況です。2006年(平成18年)に伊賀市外国人住民協議会が設置され、住民と行政、外国人住民と日本人住民の協働による共生社会を形成するため、協議をはじめました。今後、このような取り組みを通して学校のみならず、地域においても国際理解が深まるよう、関係各課や団体等との連携を強化する必要があります。

患者に関する人権教育については、上野総合市民病院において、患者の権利宣言を院内に掲示するとともに、病院案内パンフレットにも掲載しています。今後も医療関係者に対する人権教育を進めるとともに、患者や市民に対する患者の権利についての理解を深めるよう、啓発を進める必要があります。

(2) 人権啓発

講演会やイベント等多様な機会・媒体による啓発活動

講演会やイベントなどによる啓発活動を文化施設や市民館、各支所で行っていますが、人権教育と同様に、地域や団体役員等参加者の固定化が見られることから、講演会の内容の充実と講師の選定など、多彩な住民参加が得られるように、工夫する必要があります。同時に、人権講演会や学習会でのアンケートの実施と活用、市民参画による企画や運営なども進めることが必要です。

また、広報紙などによる人権啓発も、若年層を中心に読まれていない状況があります。一般に、講演会に頻繁に参加した人や広報紙の人権関係記事をよく読んでいる人は、やはり人権に関する意識も高いことがアンケートからもみられました。今後、広報紙をはじめ啓発紙としての市民館だよりの内容の工夫も必要です。

さらに、企業や地域団体等による啓発をきめ細かく行うため、企業啓発のあり方の検討や地域リーダーの養成なども課題です。人権・同和教育推進連絡協議会では、構成メンバーが変わっても共通理解の下に協議会の方針に沿った活動ができる体制の維持が課題となっています。行政においても、支所や職員間の情報交換や合同研修などを通じて、職員の意思統一の下に啓発活動を行うことも必要です。

また、同和問題をはじめ高齢者や障がい者、外国人等当事者による啓発企画や講師としての講演会への参加なども進めていく必要があります。

関係機関・団体等との連携

啓発活動を進めていくためには、関係機関や関係団体との協働の取り組みが不可欠です。地域でのさまざまな人権問題を把握し、解決に向けて取り組みを進めることができるように、市内の関係機関や団体のみならず、近隣市町村や民間企業、NPO等との連携を一層強化する必要があります。

(3) 人権擁護・相談体制

発見・防止

人権擁護・相談体制では、児童や高齢者の虐待等の人権侵害を発見したり、防止できるように、関係機関や地域団体等によるネットワークの形成を進めています。また、2006年(平成18年)4月からスタートした地域包括支援センターでは、支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援を行うため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を進めています。社会福祉協議会をはじめ地域のネットワークの助けを借りながら、個人情報保護に配慮し、地域で支援を必要とする人、虐待等人権侵害にあっている人などの早期発見を図る必要があります、その機能充実が大きな課題です。

特に、だれもが身近なところで、困ったときに、あるいはサービス等に関する情報を入手したいときに、相談できる窓口や相談員と専門的な機関につなげる機能とネットワークの構築が必要となっています。

救済・保護・支援

不登校児童・生徒及びその保護者との教育相談活動を実施し、通級児童・生徒に対しては適応指導活動を行っています。子どもたちの社会的自立を支援するため、教育相談をより一層充実する必要があります。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な人を保護するため、権利侵害についての正しい理解や権利擁護の制度に関する普及啓発、きめ細かな情報提供や相談等を実施しています。また、福祉後見サポートセンターの活用による成年後見制度利用並びに福祉サービスの利用・日常的な金銭管理などを援助する地域福祉権利擁護事業の周知を図っています。これらの制度や事業については、一般に認知度も低いいため、認知症の予防等の教室を利用して制度等の周知を図っていく必要があります。

相談体制

市には人権相談をはじめさまざまな相談を実施し、各種相談員や相談場所があります。市民にとっては、身近な場所で気軽に相談できることと同時に、より専門的な相談ができることが求められ、相談体制の充実が必要です。特に、子育ての不安や悩みなどを抱え地域で孤立しがちな保護者や、虐待を受けながら言い出せない子どもや高齢者、ことばや日常生活を送る上での決まりがわからず地域での生活に困難をきたしている外国人、こころの病を抱えながらひきこもりがちな人などが、安心して相談できるようにしていく必要があります。

個人情報の保護

最近では、ひとり暮らしの高齢者など支援を必要とする人を把握するにも支障をきたしているような状況が見受けられます。2006年度(平成18年度)から厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を関係機関や市民に周知していく予定です。このように、支援を必要とする人に適切な支援を行えるように、個人情報保護についての誤った理解を是正するとともに、プライバシーの確保にも留意した支援システムの検討が必要です。

本市においては、市民の知る権利を保障する伊賀市情報公開条例に基づく適正な情報公開に伴い、伊賀市個人情報保護条例を遵守し、市が保有する個人情報の適正な取扱いを行うことで、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護しています。そのため、公益性のある事案でも実施機関以外へ個人情報を提供する場合は、条例等の規定により審議会の意見を聴いた上でないと提供可否の判断ができません。災害時や緊急時の避難体制や地域での支援を必要とする人の見守りなど、個人情報が必要な場合もあることから、目的外利用について判断できる指針の作成などが必要です。

(4) 社会参加

雇用・就労

雇用や就労については、障がい者や高齢者、母子家庭の母等の就労困難者の雇用・就労機会の確保が大きな課題です。障がい者の雇用では、市職員採用試験において身体障がい者枠を設け、市職員として働く障がい者の増加を図っています。特に、2006年度(平成18年度)より障害者自立支援法の施行以降、施設から地域への移行促進に伴い、障がい者の雇用・就労機会の確保が求められています。関係部署や関係機関・団体等と連携を図り、機会の確保や相談支援を行うことが必要です。

男女の職業生活と家庭生活の両立支援では、来年度からの事業で市職員について、部長会や次長会などの会議の際や独自研修の機会に次世代育成支援について、定期的に趣旨の徹底を行い、職員の意識改革を行うとともに、該当職員への情報提供を行うなど、仕事と子育ての両立支援を図る予定です。

また、家庭生活における男女の共同参画を進め、家庭と職業が両立できるように、育児や介護の制度などの内容や手続きについて周知を行っているほか、講演会などの広報活動を進めるとともに、市の実施する子育て支援事業について周知を行っています。

さらに、一般企業に対して男女の職業生活と家庭生活の両立支援の取り組みの働きかけを行うとともに、ハローワーク等との連携を図り、高齢者や障がい者雇用等に対する啓発を行う必要があります。

外国人の雇用・就労環境については、事業主に対して、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生の確保を図ることを目的とした国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知を図り、事業所における外国人労働者の就労に関するトラブルを未然に防ぐとともに、外国人労働者への周知を図っています。

多種多様な人たちで構成される事業所においては、公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらにはセクシュアルハラスメントや悪質ないじめなど、事業所においても人権問題は重要な課題です。そこで働く人も社会の一員として差別や偏見のない職場環境づくりが必要であり、そのため、職場に対して人権に関する講習会や研修会への参加の呼びかけ、各種啓発資料の配布など自主的な人権教育・啓発の支援を行っています。

政策・方針決定の場への参画

政策・方針決定の場への参画では、審議会等委員への女性の登用を進めるとともに、行政においても女性職員が配置されなかった部署や職域への配置拡大を図る必要があります。また、女性職員を管理監督職に登用するにあたっては、政策立案研修や法務研修を強化し、企画・立案能力の向上をはじめ継続的な人材育成を行う必要があります。

子どもが市政へ関心を持つように、消防署等への見学などを行っています。

また、障がい者などが市政について意見を述べる機会として障害福祉計画策定委員会委員として委嘱していますが、今後、施設づくりや設備の整備などに際しては、障がい者に事前に意見を聞く機会を設けるなど配慮を行う必要があります。

外国人の市政への参画については、公募による外国人住民を中心とした委員20名で構成した外国人住民協議会を定期的を開催し、市政について提案していただく事業を立ち上げました。ただし、この外国人住民協議会からの問題提起は、市全体の部門に関係することが多く、雇用企業の問題や国民年金制度等国の制度の見直しを伴うものも多く、本市だけで解決できない問題が多い。

障がい者の移動支援

障がい者が社会参加や自立した日常生活を送ることができるように、移送サービス事業や伊賀地区福祉有償運送等協議会の運営、障害者タクシー券・自動車燃料券の助成を実施しています。障害者自立支援法の施行に伴い、今後、身体障がい者のみならず、精神障がい者等に対する移動支援なども実施していく必要があります。

(5) 保健・福祉

健康づくり

生涯を通して健康で生活できるように、食育や生活習慣病の予防を進めています。現在、地域住民とともに健康づくりを進める指針としての「伊賀市健康21計画」を策定中です。子どもの食生活の乱れや壮年者の生活習慣病の増加などが言われていますが、子どもの頃から食事や運動、休養などバランスのよい生活を送り、活動的な85歳を迎えることができるように、地域一体となって取り組む必要があります。

利用しやすい福祉サービスの体制

福祉の分野では、2006年(平成18年)4月から新たな介護保険制度が始まるとともに、障がい者にとっては障害者自立支援法が施行され、サービスの体系が大きく変わりました。このため、市民が介護保険制度や障害者自立支援法について理解し適切にサービスを利用できるように、制度の周知を図っています。今後も一層、各種広報冊子やパンフレット、「広報いが市」、ホームページ等さまざまな媒体を活用して、周知を図る必要があります。また、高齢者や障がい者が読みやすく理解しやすいように、ルビ付き等配慮する必要があります。

サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるように、ケアプランの質の向上やケアマネジメントの適正実施に取り組んでいます。今後は、障がい者に対してもきめ細かなケアマネジメントが必要となっています。

地域での自立した生活の支援

高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルパーによる安否確認を実施していますが、在宅サービスや地域密着型サービスの充実とともに、地域住民との協働による見守りやふれあい交流などの推進が必要です。

障がい者にとっては、たとえば精神障がい者で退院可能な人の地域移行を支援するため、住まい就労の機会の確保、地域で生活するための訓練、居宅介護等サービス、移動支援等の地域で自立した生活を支援するサービスの充実が必要です。

また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談をはじめ経済的支援を実施していますが、離婚直後の母子家庭については、安価な家賃ですぐに住める住居の確保が必要となっています。

(6) 生活環境

利用しやすい施設・道路環境

利用しやすい施設・道路環境づくりでは、公共施設の改善として公園・緑地の維持管理を行っているほか、順次市道の拡幅や改良等整備などを進めています。また、上野市駅前地区市街地再開発事業を2004年度(平成16年度)より取り組み始めました。駅前広場の多目的広場や再開発ビル内の生涯学習センター、保健センター、男女共同

参画センター等公益施設を導入する予定であり、今後、障がい者等利用者の意見も聴いて施設や設備の整備を進める必要があります。

障がい者や高齢者、児童等が安全に、かつ快適に通行できるように、通行自転車等放置禁止区域に放置された自転車等について撤去を行っています。放置自転車等がなくなるように啓発するとともに、資源の無駄使いということで、「もったいない精神」を広めていくことが必要です。

住宅・住環境

住宅改造に関しては、障がい者や高齢者に対する住宅改造費の助成を実施するとともに、住宅改修指導事業を実施しています。ひとり暮らしの認知症等高齢者の住宅改修については、民間事業者による詐欺まがいの悪質な改修によるトラブルが全国的にも多く、居宅で快適に住めるような改造支援を行う必要があります。

また、高齢者の安定した居住環境の確保を目的に、2006年度(平成18年度)より関係課が連携し、高齢者向けの市営住宅の整備を図る予定です。

同和地区については、まちづくり協議会支援事業を実施していますが、これは住宅地区改良事業補助金交付要綱に基づき、国補対象事業として、改良住宅等改善事業において、地域の実情に応じた住環境整備事業を円滑に実施するため、魅力あるまちづくりや地域住民のこれらの活動への支援を行うものです。地区住民と行政が連携・協働し、事業を推進することが必要です。

住環境については、安全で清潔な生活環境の確保を図るため、公共下水道事業を計画的に進めています。公共下水道計画区域外の地区については、快適な生活環境と農村集落の環境保全を図るため、農業集落排水事業により周辺地域との一体的な整備を進めています。

環境問題を身近に感じ、広く市民に環境保全に関する関心を持ってもらうように、セミナーを開催し、環境の大切さに“気づく”学習を行っています。

防災・防犯対策

言葉に障がいのある人や外国人が緊急時に連絡できるように、言葉に障がいのある人にはFAXによる119番通報を行えるように支援するとともに、救急時の外国人に対しては問診表を作成していただきます。今後は、一人でも多くの職員が手話や外国語の知識を深めるようにする必要があります。

在宅のひとり暮らし高齢者等(災害時要援護者)の世帯が緊急時の通信を確保できるように、緊急通報システムの設置を充実するとともに、高齢者への訪問活動を実施

しています。

高齢者や障がい者、中高生、青壮年を対象に、地域包括支援センターでは、消費生活センターまたは市の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行っています。また、住民に対して、消費生活センター等の高齢者等の被害に関する相談窓口を周知しています。

災害に対する備えとしては、消防署では特別養護老人ホーム、各地域の自主防災組織において随時避難訓練等の指導を実施しています。

防災や防犯対策は、近年、子どもの連れ去りなどの事件が起きていることから、地域住民の方々による見守り体制の確立が必要です。

また、高齢者や障がい者、外国人などが災害時にも安全に、安心して避難できるように、地域住民や関係団体等による自主防災組織の組織率を高め、地域防災体制の確立が必要です。